

「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務委託に関する受託事業者の公募について
（プロポーザル説明書）等訂正表

訂正前	訂正後	補 足
○ （別紙３）提案内容評価要領 １ 基本的な考え方 （３）受託候補者の選定方法 「技術点」、「その他」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。 （４）有効数字 ６０点以上の評価を得た事業者について、「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下１桁までを有効とし、小数点以下２桁目で四捨五入する。	○ （別紙３）提案内容評価要領 １ 基本的な考え方 （３）受託候補者の選定方法 「技術点」、「その他」及び「価格点」を合計し、 各審査員の平均点数が６０点以上の事業者の中から合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。 （４）有効数字 「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下１桁までを有効とし、小数点以下２桁目で四捨五入する。	記載の訂正